

秋田市告示第95号

秋田市飯島南地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和5年3月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市飯島南地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市飯島字南場掛318番地2  
飯島南地区コミュニティセンター管理運営委員会  
会長 高 橋 勝 實
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで